

## 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

平成27年1月14日 午後1時30分 開議

## 出席委員

委 員 長	林	正 美
委 員	柳 瀬	ひろみ
委 員	菅 沼	由貴子
委 員	花 井	正 文

## 欠席委員

委 員	小 田	伊佐浩
-----	-----	-----

## 説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
教育部次長兼中央図書館長	久 世 康 之
庶務課長	木 和 田 聡 哉
学校教育課主幹	山 田 佳 宏
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課課長補佐	加 藤 泰 宏

## 教育長が指定した事務局職員

主 事	中 尾 成 利
-----	---------

## 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 第39号議案 教職員の任用について（非公開）
- 第3 第40号議案 文化財保護審議会への諮問事項について
- 第4 その他報告 豊川市スポーツ振興計画（改訂版）（案）の策定について

「林委員長」 定刻になりましたが、開会に先立ちまして、小田委員から、都合により本日欠席の旨の連絡を受けておりますのでご報告します。

それでは、只今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、

会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、柳瀬・菅沼両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続いて、日程第2、第1号議案「教職員の任用について」ですが、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、第1号議案は非公開とします。それでは、日程第2、第1号議案「教職員の任用について」を議題といたします。事務局から提案内容の説明をお願いします。

「白井教育部次長」 第1号議案「教職員の任用について」を資料に基づいて説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「林委員長」 次に日程第3、第2号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」を議題といたします。それでは事務局から提案事由の説明をお願いします。

「前田生涯学習課長」 それでは、まず資料の4ページをご覧ください。豊川市文化財保護条例第37条の2項の規定に基づき、文化財に関する重要な事項を文化財保護審議会へ諮問をかけるということで今回その手続きを行うものです。

(「文化財保存事業費の補助率」について資料5～9ページにもとづき説明)

- ・国、県、市指定の文化財、建造物等の修繕等にかかる経費に対して市が助成している文化財保存事業費の補助率について、市の交付要綱に基づき補助率が10分の1となっているが、補助率が低いと補助実績がなく、文化財所有者にとって文化財として指定されるメリットが少ないことが課題となっている。

- ・県内の他市町の補助率を参考に検討を行い、補助率の改正を含む補助事業要綱の見直し案を下記のとおりまとめ、1月末に予定されている文化財保護審議会に諮問をかけて審議会からの建議に基づき、今年度中に要綱改正を行いたい。

①国指定文化財…国庫補助対象経費から国庫・県費補助金を差し引いた額の2分の1以内又は補助対象経費の10分の1以内のどちらか少ない額。(補助金限度額 5,000,000円)

②県指定文化財…補助対象経費の10分の1以内  
(補助金限度額 5,000,000円)

③市指定文化財…補助対象経費の総額が1,000,000円までは、その額の2分の1以内。1,000,000円を超えるときは、超えた金額に3分の1を乗じた額を加算し補助額を算出。

(限度額3,000,000円)

「林委員長」 それでは只今の提案につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。

「菅沼委員」 限度額等が新たに設定されたわけですが、市内の文化財で修繕等に通常

必要な費用であれば、限度額を設定することによるデメリットはないとの説明でしたので、内容的に問題ないと思います。

「柳瀬委員」 補助申請は年間で何件ほどあるのでしょうか。また、補助率が変更になったことで、今後、どの程度の申請件数を想定されていますか。

「前田生涯学習課長」 これまでは補助率が低かったこともあり、ご相談を受けることはありましたが、申請はありませんでした。来年度想定される申請としましては、昨年の台風で御津町の松沢寺にある山桜の支柱が一箇所壊れてしまったという事案があり、この修繕に数十万円の経費が必要と報告を受けています。改正案のとおりとなれば事業費の2分の1の補助を受けることができるので、来年度には、この事案の申請があるものと想定しています。東三河の他市の補助金交付状況を見てみますと、申請に対して交付した年間の補助金総額は、50万から200万円となっております。本市としても、補助率が上がることで同程度の申請があると考えておりますので、情報収集に努めまして、翌年度の予算確保を図りたいと考えております。

「林委員長」 私からひとつ質問させてください。限度額についての説明の際、限度額を超えるような事業はほとんど想定されないの、このぐらいの額の上限があっても良いというような印象を受けたのですが、それであればむしろ限度額を設けない方が豊川市は文化財を大事にしているということをよりPRできるのではないのでしょうか。限度額があることによって、一般の方々は逆に保護に力を入れていないように思ってしまうのではないかと心配してしまうのですが、いかがですか。

「前田生涯学習課長」 林委員長が言われるとおり、限度額の必要性の有無については議論になったところです。限度額を超える多額の経費がかかると想定される文化財は建造物ですが、特に建造物については文化財の保護という本来の目的に沿った修繕となっているのか、また、どこまでが補助対象となり、何が対象外となるのかを明確にする必要があります。そのためには、あえて限度額を設定することにより、厳重な精査を行うことになり、適正な補助の執行が可能になるという意味合いから、限度額を定めさせていただいております。

「林委員長」 分かりました、ありがとうございます。それでは他にありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第3、第2号議案「文化財保護審議会への諮問事項について」は、原案のとおり可決されました。

「林委員長」 次に日程第4、その他報告「豊川市スポーツ振興計画(改訂版)(案)の策定について」を議題とします。それでは、事務局から提案内容の説明をお願いします。

「中村スポーツ課長」 それでは、スポーツ課から、「豊川市スポーツ振興計画(改訂版)(案)」についてご説明いたします。

今回の資料としては、資料1「教育委員会定例会資料」、資料2「豊川市のスポーツに関する市民意識調査 調査報告書(案)」、資料3「小学生の運動・スポーツ活動に関するアンケート調査報告書(案)」、資料4「豊川市スポーツ振興計画(改訂版)(案)」であります。これらを適宜使ってご説明いたします。

まず始めに、資料1「教育委員会定例会資料」に基づいてご説明いたします。

表紙をおめくりいただき、裏面をご覧ください。「豊川市スポーツ振興計画の見直しの概要」につきまして、見直しの理由等をご説明いたします。

「1. 見直しの理由」でございますが、平成22年3月に策定した「豊川市スポーツ振興計画」は、本年度が計画期間の中間年次にあたることから、社会情勢の変化や、国・県の動向を踏まえて、計画の進捗状況の確認や課題の整理、市民ニーズの把握を行いながら、本計画の改訂版を策定することといたしました。

本計画の見直しに当たりましては、「スポーツに関する市民意識調査」及び「小学生の運動・スポーツ活動に関するアンケート」を実施し、参考といたしました。

次に「2. 見直しの範囲」であります。本計画に掲げる基本理念の「健康・仲間・人づくり！ 笑顔あふれる スポーツの盛んなまち豊川」や、基本目標の「生涯スポーツ社会の実現」など、計画の骨格となる部分についてはそのまま維持し、方策などの具体的な内容について見直しを行うものであります。

次に「3. 目標値・現状値の状況及び修正」でございますが、本計画では、基本的な柱ごとに目標値を設定しており、中間見直しに当たって実績を評価いたしましたので、ご報告いたします。なお、当初の目標指標や目標値について、訂正すべき点がございましたので、併せてご報告いたします。

まず、【するスポーツ】では、目標指標を「スポーツ実施率の向上」といたしまして、週に1日以上スポーツをする人の実施率を上げることを目標とし、平成22年度の実績値33%を、中間年の平成26年度では40%に上げる計画でありました。市民意識調査結果からの現状値は39%であり、若干目標に届きませんでした。平成31年度の目標値50%に変更はございません。

次に【観るスポーツ】では、目標指標を「スポーツ観戦率の向上」といたしまして、競技場でスポーツ観戦をする人の比率を上げることを目標としております。当初は、市内競技場での観戦率としていましたが、中間見直しにあたって精査した結果、市内外の競技場での観戦率を高めて行くことが現実的であると判断し、平成22年度の実績値については市内外の競技場における観戦率である10%とし、平成26年度の目標値を15%とする数値の修正をさせていただきました。平成31年度の目標値である20%に変更はございません。

次に【支えるスポーツ】では、目標指標を「指導者・スポーツボランティアの登録率」としてスポーツ活動を支える人を増やすことを目標としており、年次計画には「登録率」として表記しておりましたが、中間見直しにあたって精査した結果、実際に「スポーツ指導者」や「スポーツボランティア」として「活動する人」を増やすことが本

来の目的であったことから、目標指標を「登録率」から「活動率」に修正をさせていただきました。平成31年度の目標値10%に変更はございません。

続きまして、資料2「豊川市のスポーツに関する市民意識調査 調査報告書(案)」をご覧ください。

1ページに、調査の概要をまとめてあります。

調査の目的はご覧のとおりであり、対象は、市内在住の20歳以上の男女2,000人を無作為抽出し、平成26年9月17日から9月30日まで行いました。有効回収率は41.7%であり、前回の45.4%と比べると若干低い結果でありました。

調査項目は36項目あり、調査の実施に当たって注意した点としては、「スポーツ」についての捉え方を統一するため、スポーツとは、例えば、一般の運動種目以外に、ジョギング・ウォーキング・散歩、レクリエーション活動などの健康及び体力の維持・増進を図るためにする、すべての活動を対象としていることを説明いたしました。

調査結果については、79ページまでにまとめてありますが、「改訂版の本編において、主要な調査結果を掲載してありますので、後ほどの本編の説明の際に調査結果をご紹介させていただきます。

なお、資料の80ページをご覧ください。ここには、「スポーツや健康づくりに関するアイデアやご意見等」自由に記入していただいたものが、分野ごとにまとめて掲載してあります。スポーツ振興を進めるにあたって、大変貴重な意見をたくさんいただきましたので、またお時間がありましたらご覧いただければと思います。

次に、資料3「小学生の運動・スポーツ活動に関するアンケート調査報告書(案)」をご覧ください。

この調査は、今回の見直し作業には予定しておりませんでした。総合計画の「まちづくり市民ヒアリング」で、20歳以下も調査するとよいとの意見があったことを受けて、策定委員からご提案いただきましたので、急遽取り組んだものです。

1ページに調査の概要をまとめてあります。

市内の小学校6年生の全児童を対象に実施したもので、調査結果としては、スポーツをすることが「好きな子ども」、また、「している子ども」が約8割でした。

約半数の子どもが週3～4日運動やスポーツを実施するなど、成人に比べてスポーツの実施率は大変高く、実施種目は、陸上競技、サッカー、バスケット、野球が多い状況です。

活動場所では、学校の部活がもっとも多く、「地域・民間スポーツ教室」、「スポーツ少年団」の順でありました。なお、調査結果については、改訂版の本編に掲載しております。

次に、資料4「豊川市スポーツ推進計画」(改訂版)の本編についての説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

1ページは、第1章、「生涯スポーツ推進に向けて」であります。

ここでは、「生涯スポーツ社会の実現」を目指し、国・県の動向を踏まえて、豊川市

としての「生涯スポーツ推進の意義」や「計画策定の趣旨」、「計画の性格・期間」について、4ページにわたって記述しております。

5ページ以降、33ページまでが「第2章 スポーツ活動の現状と課題」ということで、「1 スポーツの実施状況と課題」から「6 スポーツ指導者の現状と課題」という6つの項目に分けて、それぞれ市民意識調査の結果を踏まえまして、現状や課題を記載しております。

始めに、5ページ「1 スポーツの実施状況と課題」です。意識調査によると、前回の調査と同様に、市民の6割近くがスポーツで体を動かすことが「好き」、「やや好き」と回答しています。前回の調査では、6ページの上の(図3)のとおり、「毎日」、「週に3～4日程度」、「週に1～2日程度」を合計した人、つまり「週に1日以上スポーツをしている人」は32.7%でしたが、今回の調査では39%と、前回の調査より増加しております。また、「全くスポーツをしていない人」の割合は減少傾向にあることがわかりました。

前回53.6%が、今回37.6%に減少しております。

本計画の中間年の目標値である40%には若干届きませんでした(図4)の年代別に見ますと、60歳代・70歳以上では40%を超えています。

6ページの下、小学生のアンケートによれば、スポーツ実施率は76.5%で、成人に比べかなり高い状況にあります。子どもたちが生涯にわたって継続してスポーツに親しむことができる環境づくりが重要であると言えます。

活動場所や実施種目については表のとおりであります。

次に、7ページの(図5)「現在行っているスポーツ」では今回・前回ともに、「ウォーキング」、「ゴルフ」、「ジョギング・ランニング」が上位を占めています。8ページの(図6)「これからやってみたいスポーツ」では、「ウォーキング」、「水泳」、「テニス」、「ゴルフ」、「ジョギング・ランニング」など、友人・仲間などの少人数で楽しむことができるスポーツ種目が多かったです。

10ページをご覧ください。「現在スポーツを行っている理由」や「今後スポーツを行おうとする目的」としては、(図7・図8)のように、前回・今回ともに、「健康を保持・増進するため」が全体の7割から8割近くを占めています。

次に、12ページの(図9)「スポーツをしていない理由」としては、前回・今回ともに、「忙しい・時間がない」、「きっかけがない」といった回答が上位を占めています。

次に、13ページの(図10)スポーツ観戦の好嫌度では、前回・今回ともに、「スポーツを観ることは好き」、「やや好き」と回答した人が約7割を占めていますが、スポーツ観戦の場所については、(図12)のとおり前回・今回ともに、「自宅のテレビやラジオで観戦する」が圧倒的に多かったです。市内外の体育施設等での観戦率は非常に低い状況であり、本計画の中間目標値は達成できておりません。

次に、15ページからの「2 スポーツ事業への参加とスポーツ情報の現状と課題」

の中で、18ページの(2)スポーツ情報の現状としては、本市では、「広報とよかわ」のお知らせ欄等でスポーツ行事や教室の募集案内を行っていますが、19ページの(図17)を見ると、「もっと情報提供を行ってほしい」との回答が多いことから、これまで以上に多種多様な情報発信を積極的に行っていく必要があると考えられます。

次に、20ページからの「3 スポーツ団体の現状と課題」の中で、スポーツ推進委員会・体育協会・スポーツ少年団の現状と課題について記述しています。

22ページ、下段の方でも触れていますが、子どもたちの現状は、全国的にも、スポーツをする子と、しない子の二極化がさらに顕著になっていることから、子どもたちが様々な体験ができるような環境づくり、生涯にわたって継続的にスポーツに親しむことができる環境づくりが必要であります。

次に、23ページからの「4 地域スポーツの現状と課題」ですが、総合型地域スポーツクラブについては、国のスポーツ基本計画に基づき、全国各地でクラブの設立・育成が行われており、本市では、「音羽スポーツクラブ」と、平成25年4月に一宮中学校区で設立された「わすぽ一宮」が活動しています。

しかしながら、24ページの(図20)によると、総合型地域スポーツクラブの認知度は前回・今回ともかなり低い状況にあるため、クラブの周知を図りつつ、引き続き、地域スポーツ振興の新たな核として、クラブの設立・育成を継続して進めていく必要があります。

次に、27ページからの「5 体育施設の利用の現状と課題」の中で、31ページの(図27)によると、市内の体育施設で特に整備・充実してほしい施設としては、「ウォーキングコース」、「温水プール」が多く、前回の調査と同じ状況です。「ウォーキング」については、「現在行っているスポーツ」や、「これからやってみたいスポーツ」の設問においても高い割合を示していたことから、市民のニーズはかなり高いと考えられます。

最後に、33ページからの「6 スポーツ指導者の現状と課題」の中で、(図28)によると、スポーツ指導やスポーツボランティアを行っている人は、全体の4.6%です。スポーツの指導・ボランティアを「今後ぜひ行いたい」、「今後できれば行いたい」と回答した人の割合は13.2%あることから、こうした思いを持つ市民の皆さんが活躍できる環境づくりが必要であると考えます。

次に、34ページからの第3章、「スポーツ振興計画」につきましては、資料1「教育委員会定例会資料」の中の「概要版」にて説明をいたしますので、資料をご覧ください。

「概要版」の表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。

まず始めに、本計画に定める基本理念、基本目標が掲げてあります。この基本目標の実現に向けて、「4つの基本的な柱」を定めておりますが、冒頭説明したとおり、計画の柱となる部分についてはそのまま維持することとし、それを実現するための、「基

本方針」や「方策」などの具体的な取り組みについて見直しを行っております。

この「概要版」では、今回の改訂作業により、「見直し」又は「追加」をした項目について、下線を引いてありますので、主な取り組みを順次ご説明いたします。

2ページをお開きください。4つの基本的な柱の1つ目が「2-1 するスポーツ」であります。

ここでの基本方針は、目標指標として「市民の週1日以上スポーツ実施率を、2人に1人、50%にすることを目指しており」、2項目目に新しく、「様々なスポーツをするきっかけを提供し、生涯スポーツの振興を図ります」を追加しました。

方策としては、(1)生涯スポーツの振興において、新しく追加した項目は、上から3番目の、「健康志向に対応したウォーキング・ジョギングなど、身近に親しめるスポーツ活動の促進に努めます」と、4番目の「運動習慣が身につくように、子どものスポーツ機会の充実を図ります」の2つであります。見直した項目は、上から5番目の「レクリエーション・ニュースポーツなどの取り組み」と、6番目の、「健康づくり・体力づくりに関する他部門との連携」の2つであります。

「ウォーキング・ジョギング」については、調査結果において、「現在行っている」・「これからやってみたいスポーツ」として人気が高く、個人でも始めることができ、危険度も低く、わずかな時間でも行うことができることから、こうした健康増進につながるスポーツをきっかけとして、忙しくても、気軽にできるスポーツを行う人を増やし、本計画の最終目標値である「成人の週1日以上の実施率50%」に近づけていくものであります。

なお、スポーツ推進委員を中心に、校区で実施している「ニュースポーツ出前教室」や「中学校区スポーツ交流事業」を通じて、これまでスポーツに親しみのない人たちを巻き込みながら、スポーツ人口の底辺拡大を目指すとともに、総合型地域スポーツクラブについては、引き続きクラブの設立・育成に向けて力を注いでいきたいと考えております。

(2)競技スポーツの振興で見直した項目としては、上から3番目の項目の後段部分に、「スポーツ振興基金事業費補助金の有効活用を図る」ことを追記いたしました。

続いて、6ページ、2つ目の柱「2-2 観るスポーツ」であります。

基本方針としては、目標指標として「市民の5人に1人 20%が、競技場でスポーツ観戦を行う」ことをめざしております。

スポーツは、自らがするだけでなく、観て楽しむという側面もあり、スポーツ観戦により、市民に夢と感動を与える機会の提供を目指しています。基本方針に変更はありません。

方策としては、3つに分けており、(1)トップレベルに触れる機会の充実、(2)競技水準の高い大会や競技会の開催・誘致、(3)気軽に観戦ができる利用しやすい施設の整備であります。

見直した項目は、(3)の方策内に、「障害者や社会的弱者」や「ユニバーサルデザイ

ン」といった面にも配慮して、施設の整備を図ることとしております。

具体的な「観るスポーツ」の振興としては、トップアスリートを招いての「スポーツ選手ふれあい指導事業」や、浜松・東三河フェニックスのホームゲームへの招待、市内小・中学校でのバスケットボール教室等の開催を行っています。

また、リニューアルした陸上競技場においても、競技レベルの高い大会が行われており、一流選手のプレーを直接観戦し、市民のスポーツ観戦率の向上に努めております。

続いて、8ページ、3つ目の柱「2-3 支えるスポーツ」であります。

ここでの基本方針としては、目標指標として「市民の10%が、スポーツ指導者やスポーツボランティアとして、スポーツ活動を支えることをめざしており」、3項目目に新しく、「スポーツ指導者・スポーツボランティアの育成と活躍の場の提供を行います」を追加しました。

新たにスポーツを始めようとする人にとって、指導者の存在は大変重要であり、スポーツの楽しさを体感させてくれるような指導者が必要です。また、最近のスポーツイベントの特徴としては、従来からの「プレーする」、「観る」に加えて、「ボランティアとして運営に参加する」という概念が生まれています。

方策としては、5つに分けており、(1) スポーツ指導者・スポーツボランティアの育成 についての変更は無く、(2) スポーツ関係団体の育成 では、1項目目の内容を見直し、「子どもから大人まで幅広く市民がスポーツに参加できる環境をつくるため、スポーツ推進委員会やスポーツ少年団などの活性化を図ります」といたしました。

次に(3)として「スポーツ振興基金事業費補助金の有効活用」を新しく追加し、方策としては、「激励金・奨励金の交付」と「市民の幅広いスポーツ活動を支えるための助成金の交付」の2項目を追加いたしました。

(4) 学校・地域・行政の連携・協力では、2項目目の内容を見直し、「学校運動部活動への指導者の派遣を推進する」とし、(5) スポーツ情報の提供・公共施設予約システムの充実では、1項目目の内容を見直し、「様々な形で、これまで以上に市民へ積極的に情報を提供する」といたしました。

続いて、10ページ、最後に4つ目の柱「2-4 スポーツ環境・施設の整備」です。

ここでの基本方針についての変更はなく、市民が「する」「観る」スポーツを継続的に実施できる、スポーツ環境や生涯スポーツの拠点となる施設の整備・充実を目指します。

方策としては、2つに分けてあり、見直した項目としては、(1) 市域型体育施設の整備・充実の、上から3番目の「体育施設整備計画を策定し、既存体育施設の補修・改修を計画的に進め、施設の長寿命化を図ります。」と、5番目の、「スポーツ公園や都市公園等の新設整備を図ります。また、ウォーキング・ジョギングコースの設定・紹介や整備を図ります。」の2点であります。

スポーツ振興を図るためには、施設の適切な改修整備は必須であり、体育施設の長寿命化、経費の平準化を図るべく、体育施設整備計画を策定します。また、健康増進にもつながるウォーキング・ジョギングについては、コースの設定・紹介に努めるとともに、夜間利用を視野に、公園等への照明設置などの充実を図ってまいります。

12ページ、13ページにつきましては、「年次計画」として、基本的な柱の「基本方針」を達成するための、それぞれの方策の「計画」について定めております。目標値が定めてある「方策」につきましては、上段の数値が「目標値」であり、下段が「現状値」となっております。

それでは、資料4にお戻りください。

第4章、振興計画の実現・推進体制については、変更はございません。今後も、市民の皆様を始め、スポーツ関係団体や学校・地域等と連携協力を図り、スポーツ振興に取り組んでまいります。

なお、「改訂版」の本編の最後の部分、52ページ以降には、「資料編」といたしまして、「用語解説」、「市民意識調査の内容」、「小学生のアンケート調査の内容」、「計画策定の経過」、「各委員会の名簿」、「策定委員会設置要綱」を掲載しています。

以上で、「豊川市スポーツ振興計画（改訂版）」の概要説明を終わります。

「林委員長」 只今の報告について、ご質疑がありましたらお願いします。

「林委員長」 それではまず私から発言させていただきます。2ページを見ると基本方針1で「市民」と記載されていて、これ以降も「市民」という表現が使われていますが、実際にアンケートの対象となったのは20歳以上の成人で、子ども達は含まれていないですね。子ども達を含めるとアンケートの数値が大きく変わると思いますので、「市民」ではなく「成人」と記載をするべきではないかと気になります。どこかで補足説明を入れるなどしないと、勘違いをされる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

「中村スポーツ課長」 ご指摘ありがとうございます。平成22年3月に「スポーツ振興計画」を策定した際、国の計画を参考にしており、国の計画の目標値が20歳以上の方のスポーツ実施率でありましたので、同じように設定した訳ですが、林委員長からご指摘いただきましたとおり、一般的に「市民」といえば子ども達も含まれますので、この場合は「成人」という表現が正しいかと思えます。計画の中の用語の説明で注釈する等、何らかの方法を検討し、正しく意図が伝わるようにしたいと思えます。

「林委員長」 観るスポーツの目標指標である「市民の5人に1人、20%が、競技場でスポーツ観戦を行う」ことに関して、「年に1回以上」というような具体的な表記を入れたほうが、見る人に訴えるものが大きくなるように思います。

もうひとつ、「スポーツ環境・施設の整備」については、施設の整備や充実では数値目標を入れる事は難しいかもしれませんが、例えば、「施設の整備充実を図ると共に利用率30%を目指す」など、具体的な数値目標があった方が良いように思います。今から修正することは難しいかもしれませんが、検討していただければと思います。

「**近藤教育部長**」 適切なお意見ありがとうございました。林委員長がおっしゃるよう  
にこの案は策定委員の了承を得ており、この内容でパブリックコメントを行う計画が  
進んでいるため、現時点で修正は行えませんが、パブリックコメント後に第3回策定  
委員会を開催した際に、林委員長にいただいたご意見を踏まえまして検討したいと思  
います。

また、「施設・環境の整備」について、施設整備率に関係する数値目標の設定は難し  
いですが、施設の利用率という指標は考えることができると思いますので、この点に  
ついては合わせて検討を行いまして、できる限りわかり易い内容にしていきたいと思  
います。

「**菅沼委員**」 「スポーツ振興計画（改訂版）（案）」の3ページに、総合型地域スポー  
ツクラブについて記載があり、現在、2中学校区に設立されているクラブを、市内の  
各中学校区にそれぞれ設立し選手を育成することを目標としていますが、計画の最終  
年度である平成31年度までに達成させるということでしょうか。

「**中村スポーツ課長**」 総合型地域スポーツクラブの設立はスポーツ振興計画の当初か  
ら取り組んでおり、最終的には各中学校区に1つずつ設立することを目標としており  
ますが、全てを平成31年度までに設立することは難しい状況ですので、計画期間中  
にあと1つ、可能であれば2つ設立することを目標として取り組んでおります。

「**菅沼委員**」 早期には難しいことかもしれませんが、クラブが増えることで、指導者  
も増え、スポーツ振興が図られると思うので、よろしく願いいたします。

「**柳瀬委員**」 スポーツ振興計画には、今後トップアスリートを目指す子どもたちの育  
成や援助についても目標として入っているのでしょうか。また、小中学校の部活動  
を見てみると、各市で学校ごとの格差や体制に差があるように感じますが、このよう  
な課題についても、スポーツ振興計画の中でスポーツ課が担当されるのでしょうか。

「**中村スポーツ課長**」 スポーツ振興計画は市民の皆様、子どもからお年寄りまで全  
ての方が対象となっておりますので、トップアスリートを目指す子どもたちに限定した  
事業はございません。

トップアスリートの育成を目的とした事業ではございませんが、「支えるスポーツ」  
として、「スポーツ振興基金事業費補助金」を平成24年度に創設しまして、奨励金・  
激励金を交付しています。市内の小中学校の部活動で東三大会、県大会、全国大会へ  
出場する児童生徒へは奨励金の支援を行い、その他の個人、団体が県大会、全国大会  
等へ出場する場合は激励金として支援するものです。

スポーツ振興計画では、子どもたちが小さい頃からスポーツに親しみ、スポーツを  
好きになって、小学校や中学校、高校から大人へと成長していく中で、さらにスポー  
ツに励んでもらうための計画として、進めていきたいと考えております。

「**白井教育部次長**」 部活動は学校教育における活動の1つですので、根底にあるのは  
身体の基礎作りなどの教育になります。そういった意味で、部活動とスポーツ振興計  
画は直接結びつくものではないかもしれませんが、スポーツに励まれている地域の方

などに、部活動の指導者として支えていただくことは、生涯スポーツの1つではないかと思えます。

「花井教育長」 小学校、中学校、高校のいずれも、部活動はスポーツと言っても、必ず責任者は教員でないと試合には出られないということからも分かるように、あくまで教育課程のひとつですので、部活動においてスポーツ課が子どもたちに関わることができる範囲は、今までの説明にあったように、奨励金等の交付や指導の補助に限られてしまいますね。

「柳瀬委員」 良く分かりました。

「林委員長」 他にはよろしいですか。なければ報告の通り承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第4、「その他報告 豊川市スポーツ振興計画(改訂版)(案)の策定について」は報告の通り承認されました。

「林委員長」 次に、追加の案件がございますので、日程第5として、その他報告「豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告(案)について」を議題とします。それでは事務局から説明をお願い致します。

「中村スポーツ課長」 豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告(案)についてご説明いたします。平成25年12月24日教育委員会公告「豊川市体育施設の利用料金の額」の一部を次のとおり改正し、平成27年1月17日から施行するものです。改正点は豊川地域文化広場庭球場の名称を豊川市桜ヶ丘公園庭球場へ改める点で、料金等の変更はございません。以上です。

「林委員長」 只今の報告につきまして、ご質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。なければ、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「林委員長」 異議なしと認め、日程第5、その他報告「豊川市体育施設等における利用料金の額に係る公告(案)について」は、報告のとおり承認されました。

「林委員長」 本日の会議に付議されました案件は以上ですので、これで本委員会を閉会します。ありがとうございました。

(午後2時44分 閉会)